

でもある。

すでに長い歴史を持つ英・米ではようやくと世間の関心が「まず育成」から「情報優先」に変わりつつあるようだ。

「アンケート返答者リスト」

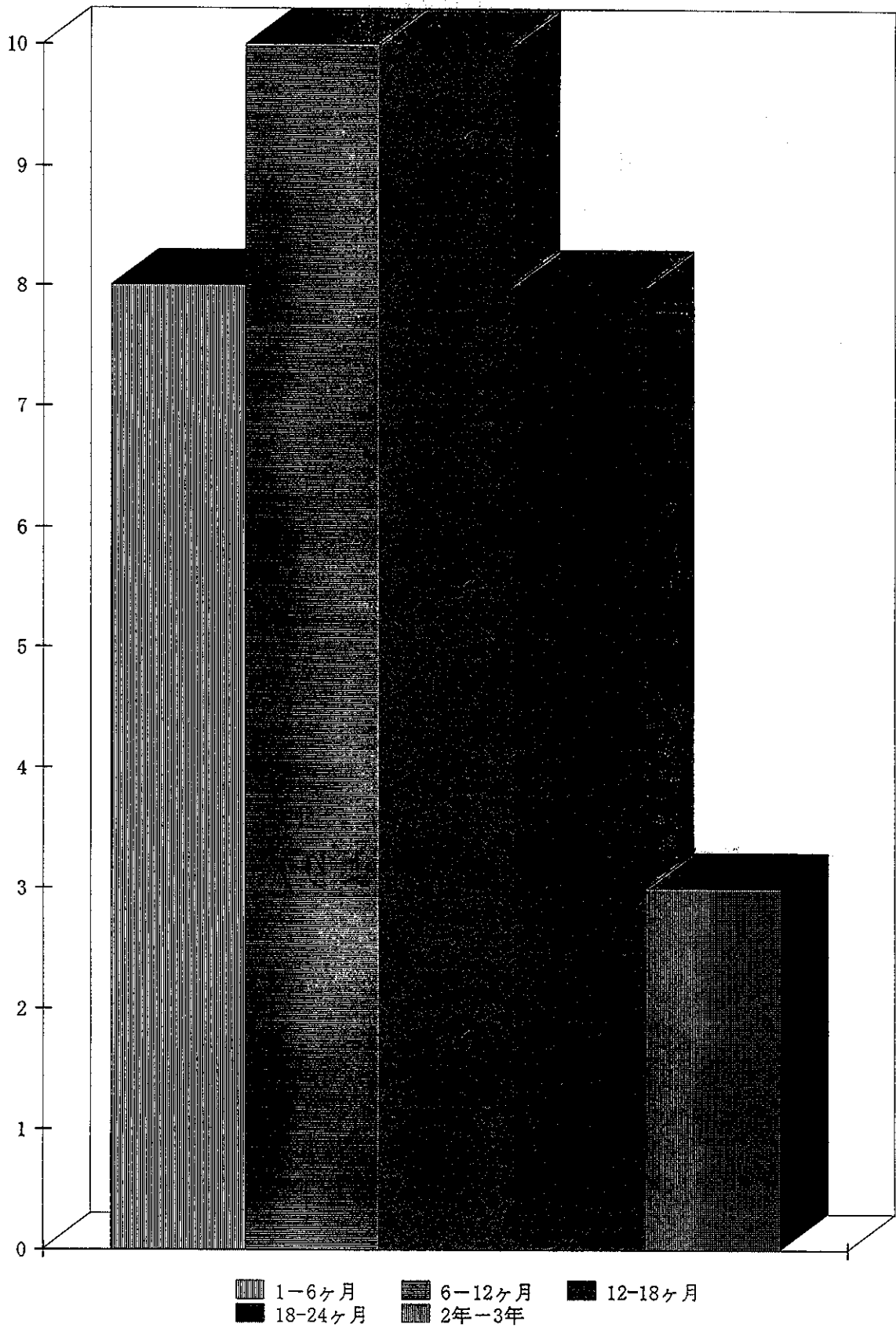
- . Assistance Dogs UK
- . Support Dogs
- . Canine Partners for Independence
- . South African Guide Dogs Association for the Blind
- . Israel
- . Le Copain Switzerland
- . Partner Hunde
 - . Assistance Dogs Europe Austria
- . Dogs for the Disabled UK
- . Mira (Foundation Mira Inc.) Canada
- . Canine Partners for Life U.S.
- . Canine Companions for Independence U.S.
- . Assistance Dogs International U.S.
- . ANECAH France

ADI

[Assistance Dogs International 1996年度アンケート調査結果 (返答12米・英39団体)]

- ・ 39団体中介助犬訓練有 — 33団体
- ・ 96年1月1日~12月31日までの介助犬始動頭数 — 385頭
- ・ 97年1月1日~6月30日（上半期）介助犬始動頭数 — 206頭
- ・ 96年12月31日現在実動組数 — 1874組
- ・ 申し込み受理から犬受け取りまでの平均月数
 - 1~6ヶ月 — 8団体
 - 6~12ヶ月 — 10団体
 - 12~18ヶ月 — 10団体
 - 18~24ヶ月 — 8団体
 - 2年~3年 — 3団体

申し込みから受け取りまでの平均月数



「1996年12月現在実動中のサービス・ドッグ数」

盲導犬	4449
聴導犬	2017
介助犬	1874
その他	97
計	8437頭

(ADI調査・39団体の返答より)

平成 10 年度厚生科学研究 (障害保健福祉総合研究事業)
介助犬の基礎的調査研究

介助犬に関する各国の法律並びに介助犬使用者の社会参加状況に関する調査

山口千津子
(社) 日本動物福祉協会

要旨

サービスドッグの中でも介助犬は盲導犬と比べると歴史が浅く、日本では障害者の日常生活を助ける犬であっても、道路交通法の中に規定されている盲導犬以外は一般の飼い犬と同じに扱われ、公共交通機関、ホテルなどでの宿泊、公共の場への入場をはじめ一般の飼い犬の同伴が禁止されているところへは入れず、人間として、市民としての当然の権利が介助犬と共にいることでかえって認められていないのが現状である。一方、米国などでは、障害者福祉法（連邦法）によって、障害者の日常生活を介助している犬を拒むことは、その犬の介助を受けている障害者自身を拒むことになり、人権問題として位置付けられ、介助犬使用者の社会参加が社会的にも法律的にも認められている。このように介助犬に関する法整備は国によって様々である、また、法律による社会参加のバックアップのない国々の間では、その文化的背景が介助犬使用者の社会参加状況に大きく影響していると思われる。英国では現在、介助犬に関する法律が整備されていないが、もともと犬が市民権を得ていると言われている国であるため、コンパニオンアニマルとしての犬自信がかなり社会参加できている。「犬にもしつけ」が一般認識であることから、公共機関はじめ、レストラン（一部ダメなところもある）などにも自由に入れる。犬と共に暮らすのが当たり前の社会では、介助犬についても、介助犬としての法的認識がなくても、一般社会に受け入れられる基礎は十分にあると思われる。しかしながら、介助犬といえども、「犬自信」に関する法律は各国ともクリアしなければならず、動物保護法違反や適切な健康管理を怠ることはもってのほかであり、ドイツの動物保護法では動物の飼育管理者は動物の快適な生活を保障するのみならず、動物に苦痛を与える方法で動物を訓練することも禁止している。

1. 目的

介助犬と共に生活することで、かえって人間として市民としての当然の権利が認められない状況にある日本の現状であるが、日本より介助犬の歴史の長い米国やその他の国々における介助犬に関する法整備や社会参加状況を調査し、日本における法整備も含めた介助犬使用者の社会参加推進の一助とする。

2. 方法

介助犬に関する団体の存在する国においてはその団体から情報・資料を入手し、団体の存在の不明な国においては、(財)日本盲導犬協会のご協力を得て盲導犬に関する情報を入手し、また一般飼い犬同伴者の社会への受け入れ状況については国々への訪問者あるいは居住者から情報を得た。

3. 結果・考察

○米国

米国における介助犬は、連邦法である The Americans With Disabilities Act (ADA 1990 - 障害者福祉法) の「サービスアニマルとは障害を持つ人の助けになるために仕事をしよう訓練された動物」と定義付けられた中に盲導犬や聴導犬などと共に含まれて規定されている。ここではサービスアニマルは医療補助具と認識され、それが故に公共の場や住

居へのアクセスも認められているのである。この法律は動物ではなく人間を護っているところから、障害者の日常生活を助けているサービスアニマルを拒むことは、その動物の助けを受けている障害者自身を拒むことになり、人権問題として位置付けられるのである。また、連邦法の市民権に関する法律や障害者に関する法律と共に、公共の場への入場の際し、サービスアニマルの証明書を要求してはならないとも規定されている。サービスアニマルは法的にペットとは区別されているので一般市民がアクセスできるところへは障害者もサービスアニマルと共にアクセスできる権利を保障しているのである。公共交通機関、飛行機、ホテル、レストラン、デパートやスーパーマーケット、アパートなどはそのサービスアニマルが公共の安全をおびやかすことが証明されない限り拒むことは許されないし、動物園も同様である。医療機関もサービスアニマルと共に利用できるが、サービスアニマルが健康に重大な危険を及ぼすおそれがあると思われる場合は、そのエリアへの入場を拒むことが許される。就業についても、ADA やその他の法律において、一般市民との機会均等の権利を保障しているし、それは、サービスアニマルの助けを受けている障害者にもあてはまることである。米国では、もともと日本よりコンパニオンアニマルとしての犬の社会認識は高いが、この ADA が、サービスアニマルをコンパニオンアニマルとは切り離して規定することによって、障害者の社会参加が大きく広がり、法的保障を与えた。しかしながら、問題が全くないわけではない。ADA には、サービスアニマルの種や行動基準は規定されていないことから、また公共へのアクセスに証明書の提示を要求されないことから、障害者本人が同伴している動物をサービスアニマルと申告すれば、それはサービスアニマルとして認められる。一般的には盲導犬、聴導犬、介助犬のように、障害者を助けるよう訓練される動物は犬であることがほとんどであるが、犬以外の動物をサービスアニマルと申告することはできるのである。実際にあった事例をここに紹介すると、「飛行機を利用する際に障害者が同伴していたニシキヘビをサービスアニマルであるとして申告し、航空会社が、ジッパー付きバッグに入れて、キャビンに連れて入ることを許可した。ところが、その内に逃げ出し、乗客を驚かした。」ということがあったのである。いったいヘビにサービスアニマルとしての資格があるのかどうか、公共の安全についてはどうか、エキゾチックアニマルの飼育管理など動物福祉面での問題、また人畜共通感染症の心配はないものか等々、様々な問題点が浮かび上がってきた。犬についても、サービスアニマルとしての訓練や基準は規定されていないので、犬によつての差はあると思われる。ADA は動物自身に関わる法律（動物福祉法や動物管理法）より優先されるということではないので、サービスアニマルは動物福祉法や動物保護法によってしっかり護られており、動物管理法に基づく飼い主としての責任と義務も果たさなければならない。障害者であっても自分のサービスアニマルの健康管理や適切な飼育管理を怠ったり、苦痛を与えれば、動物保護法違反で訴えられることもある。

○英国

まだ小さい団体ではあるが、介助犬推進団体があり、介助犬の役割を知ってもらい、一般の人々の理解を得る活動をしている。しかし、今現在介助犬に関する法律はなく歴史の長い盲導犬についても、白杖または盲導犬を連れている人に会った時の必要な対応等は交通規定集の中に書いてあるが、盲導犬ユーザーの権利に対する規定はない。英国は犬が市

民権を得ている国と言われるように、犬が飼い主と共に列車、バス、タクシー、地下鉄に乗っているのは当たり前と受けとられ、レストラン（すべてではないが）、パブなどで食事をしている飼い主の足元に伏せている犬もよく見かける。犬と共に暮らすことが特別ではなく普通の社会において、犬はコンパニオンアニマルとしてすでにかなり社会参加できている。長い間に盲導犬が切り開いてくれた人を助ける犬への理解とあいまって、介助犬も法的認識はなくても介助犬使用者の社会参加は日本よりはるかに進んでいる。新しく「障害者差別禁止法 (Disability Discrimination Act)」が制定され、米国の ADA のように障害者の権利を守る方向にあるが、まだ施行されていない。動物福祉の進んだ国であるので、もちろん介助犬の訓練方法から飼育管理まで数ある動物保護関連法に従わなくてはならない。

○カナダ

州法によって異なるが、ブリティッシュ・コロンビア州では、ガイド・アニマル法 (Guide Animal Act 1996) に障害者が危険を避けるため、あるいは、障害をカバーするために使用する動物で、証明書が必要であると規定されている。介助犬もこの中に含まれている。この法律において、ガイドアニマルを伴っている障害者は、ガイドアニマルを伴わない障害者と同等の権利を有し、宿泊施設やレストラン、公共交通機関へのアクセスや利用もリードやハーネスをつけている限り認められている。住居についても、障害を理由にあるいはガイドアニマルと共に暮らそうとしているからという理由で、入居を断ってはならないし、特別な条件を付けてはならない。これらに違反すると 200 ドル以下の罰金となる。アルバータ州では盲導犬については「視覚障害者の権利法 (Blind Persons' Right Act)」に規定されているが、他の障害者を介助する動物については含まれていない。しかしながら、カナダにおいても英国同様、一般飼い犬の社会での受け入れられ状況が進んでおり、町中でもリゾート地でも犬同伴が普通の光景である。

○オーストラリア

この国も連邦法の「障害者差別禁止法 (Disability Discrimination Act)」で、盲導犬、聴導犬と共にその他の障害を介助する動物という中に規定されている。介助動物使用障害者の権利については、他の国の「障害者差別禁止法」と同様で、通常、介助動物を伴わないときに利用できる公共の場所は介助動物を伴っていてもその権利を有する。レストラン、ショッピングセンター、劇場、公園やフットボール場の利用、公共交通機関（船も飛行機も含む）の利用など。また住居についても介助動物と共に暮らすことに対して条件を課してはならない。介助動物を障害者から切り離すような条件を課すことは違法である。この国も各州で動物保護関連法規が整備されているので、介助動物の使用者、管理者、訓練者はもちろんこれらに従わなければならない。

○ニュージーランド

ニュージーランドでは他の国と少し異なり、「犬管理法 (Dog Control Act 1996)」の中にガイドドッグ（盲導犬）と視覚障害以外の障害を持つものの介助をする犬及び訓練中の犬に対する規定がある。これらの犬は全て、(a) 保健法 (Health Act) の第 120 節

に従い制定された規則に登録された全ての土地、(b) 公共の場所を利用することができる。犬の侵入を禁止または規制する法令や規則または内規があるにもかかわらずである。但し、その土地の所有者またはその土地や公共の場所を管理する者の定めた条件には従うものとする。公共の場所には公共交通機関も含まれる。

他のヨーロッパの国々においての介助犬の法的位置付けについてはまだ十分な情報が得られていないのであるが、盲導犬についてはどの国でも公共交通機関や公共の場所へのアクセス、盲導犬と暮らす住居などについて保障されている。もともと、日本より犬が社会に受け入れられている国々であり、一般飼い犬自信が公共交通機関も利用でき、美術館にも一緒に入れるのである。また、フランスのようにコンパニオンアニマルを飼うことを禁止する法律まであるところもある。(1999年の猛犬法に記載されている犬種については一部修正) ゆえに介助犬について法的位置付けがなされていなくても、ある程度の社会参加はできていると言える。しかし、上記に挙げた国々に見るように世界の動向としては、障害者差別禁止という人権の中にこの問題を組み入れようという方向にあると思われる。

4. 結論

日本における介助犬への理解と社会参加を促進させるには、公共交通機関や公共の場所へのアクセスのみならず、住居、就業など、障害者が介助犬を伴っていない時と同等の権利を保持できるような法的整備と共に、国民の犬に対する認識を番犬・愛玩犬からコンパニオンアニマルに引き上げ、飼い主の責任と義務の遂行及び、動物福祉の浸透が必要である。犬の適性検査や訓練方法も一歩まちがえば犬に過大なストレスをかけ、動物虐待となる。また、アメリカの事例のようにエキゾチックアニマルが介助動物に適しているとはとても思えない。長年人間社会で共に生きてきた犬や猫と異なり、ペットにも適さず、動物の習性に合わない飼育管理は虐待に通ずる。介助犬の健康管理を怠ったり、訓練方法によっては犬自信のみならず、人間にも危害が及ぶ可能性もあり、その適切な飼育管理の大切さを訓練者も管理者も使用者も認識しなければならない。これらを考え合わせると、犬・訓練者(方法)・使用者等についての何らかの基準も必要と思われる。同時に欧米のように犬(動物)自身を護る法律の整備も必要である。もちろんリタイアした介助犬の快適な余生を保障することも忘れてはならない。そうすることによって介助犬への理解が広まると考える。

以上

介助犬の獣医学的適性評価

鷺巣月美

日本獣医畜産大学
獣医畜産学部 獣医学科
獣医臨床病理学教室

介助犬協会

介助犬として育成する候補犬を選択するにあたっては、身体的な適性および性格的な適性を評価する必要がある。身体的な適性評価には、通常の身体検査に加え血液検査、血液化学検査、尿検査などの臨床検査が必要である。また、介助犬候補として選択される可能性の高いラブラドルレトリバーやゴールデンレトリバーでは股関節形成不全などの遺伝性疾患についても検査する必要がある。性格的な側面は一定の観察期間中に介助犬としての適性を有しているか否かを評価していく。ここでは介助犬候補の選択をするにあたり必要な事柄を適性評価と遺伝性疾患に分けて概説する。

I 介助犬の適性評価

1 介助犬候補の対象とする犬

これまで、パピーの段階で介助犬としての適性を有すると思われる犬を選択し、介助犬として育成しようと試みてきたが、介助犬協会においては未だ成功例は出ていない。この原因としてパピーホームにおける犬のしつけに問題があると思われる。つまり、一般の家庭犬としてのしつけが行われた場合、その後に行われる介助犬としての訓練に大きな支障を来すためである。例えば、必要なものを持って来させるような訓練をしようとする時に、パピーホームで特定のもの以外くわえないようなしつけをされている場合、再訓練に時間を要したり、あるいは再訓練できないことがある。家庭犬としての”良い子”は必ずしも介助犬としての適性を満たしているとは言えないのである。したがって、これらの点をパピーウォーカーが十分理解している場合を除いては、パピーの段階で介助犬候補を選択することは難しいと思われる。

介助犬候補は、経済効率、社会資源の節約、犬の福祉等を考慮する基本姿勢からブリーダーで売れ残った犬、盲導犬としての適性評価基準に合致しなかった犬、シェルターからのレスキュードッグ、放棄犬、保護された犬等から選択することを基本姿勢としたい。問題点としては、日本国内にはシェルターの数が少ないこと、シェルターには介助犬候補となるような大型犬が少ないことなどがあげられる。

介助犬候補とする犬は、基本訓練終了後、介助犬としてユーザーとの生活を開始する時点の年齢が3歳未満であるようなものを選択したい。介助犬としての訓練期間は通常1年から1年半である。

2 介助犬としての適性

生まれもつての性格として、 α 傾向（支配欲）の非常に強い犬、攻撃的な犬は不適格である。介助犬に適した犬の性格として、好奇心が強く、意欲がありチャレンジ精神が旺盛であることがあげられる。興味があることに対しては自分から積極的に行動し、指示されなくても自分で考えて行動するような犬がよい。これらの点において盲導犬に要求される性格とは大きな違いがある。また、時としてこれらの性格は、家庭

犬としては不適格であると判定されるかもしれないが、介助犬としては非常に重要なポイントである。とても気に入ってるボールをくわえていたとしても、他のボールや物を見せられたら、そちらに興味を持つような犬でないと介助犬としての適性を欠く。このことが介助犬として仕事をしていく時に、自分が楽しいことをしていても、それを一時中断して指示されたことができるようになることにつながるのである。

人に対する信頼感をもっているかどうかは重要なポイントである。体に触れられた時に、”うーっ”と唸るような犬は適性を欠いている。また、他の動物に対して攻撃的な犬も介助犬としての適性を欠く。周囲の物音や自分の知らない人、他の動物に対して過剰な反応を示さないということも介助犬には必要とされる資質である。一瞬は驚いたり、興奮したとしても、それが持続しないことが重要である。

3 介助犬候補の選択

介助犬としての適性評価の第一段階は”物を持ってくる(Bring)”という行動によるものである。これは、形状、重さ、材質が異なる様々な物をトレーナーの指示により、Bringできるか否かを中心に行う。使用する物は以下に示すように、犬にとってくわえにくいもの、重いもの、不快感のあるもの、音の出るものなど多岐にわたるが、犬にとって危険なものは避ける。

- ・日常品：財布、ペン、本、電話の子機、鞆、布類（タオル、靴下）、スプーン、ポケットティッシュ、プラスチックの容器（大、中、小）カセットテープ、ビデオテープ、ゴミ箱
- ・重いもの：電話帳、油の缶（500g）
- ・音の出るもの：鍵の束、石を入れた缶
- ・くわえにくいもの：杖、テレホンカード、封筒
- ・不快感のあるもの：たわし、びん、陶器

これらのものをBringできるかどうかを状況を変えながら、調べていく。通常、以下に示すような場面設定で適性を評価する。

- ・投げる
- ・見せながら置く
- ・最初から置いておく
- ・高いところに置いておく（テーブルの上など）
- ・中に入れておく
- ・見せながら隠す

- ・できるだけ遠くへ投げる

具体的な例を紹介してみよう。例えば、音の出るおもちゃを投げた時に、それを取りに行くが、おもちゃをくわえた時に自分の方に呼び、来れば良である。もし来ない場合は、自分から犬の方に歩み寄り、おもちゃをこちらの手に取る。この時、唸ったら失格、素直に渡してくれたら一応様子を見ることにする。犬が興味を示さないようなものも含め、いろいろなものを使ってこの方法で適性評価を進めていく。

評価にあたり使用する物、状況ともにランダムでよく、評価時間は約10分間とする。また、評価時のハンドラーは犬が面識のない人とし、評価は屋内および屋外で行う。

4 観察期間

Bringを中心とした適性評価で適性ありと判定された犬を、候補犬として育成するか否かを決定するためには約1ヶ月間の観察期間を設ける。最初の1週間は運動を満たすと共に、外に連れ出し社会の中における犬の反応をみる。この間に身体検査、血液検査、血液化学検査、尿検査、股関節の評価などの身体的評価を行う。また、社会性を中心に犬の行動を観察する。具体的には、他の犬や猫などに出会った時にどのような反応を示すのか、大きな音のする工事現場のような場所に行った時にどのような反応を示すのかを観察する。身体的評価に合格し、観察期間を終了した犬は再度介助犬としての適性評価を行う。

5 候補犬としてのトレーニング

観察期間終了時の適性評価で、介助犬としての適性ありと評価された犬を候補犬として本格的なトレーニングを開始する。トレーニング期間は通常4-8ヶ月である。この間、トレーナーは犬の遊びや行動の中からその犬の好きなこと、得意なことを見つけ、それを仕事につなげていくようにトレーニングする。例えば、ものをくわえるのが好きな場合は、落ちたものを拾って持ってくる、引くことが好きな場合は、車椅子を引くのを手伝う、人の側で静かに歩くことが好きな場合は、杖の代わりとなって起立や歩行を助けるなどである。

候補犬としてのトレーニングが終了した時点で再度適性評価を行う。適性評価にはトレーナー以外にも複数の方が関与する。具体的には、レストランやカラオケボックス、買い物に行ったりするが、候補犬の行動を観察した人全員が合格としなければならない。

この後、レシピアントとの相性チェック、レシピアントのニーズにあったトレーニング、合同トレーニング、自主トレーニング、最終チェックへと進む。

II 介助犬として仕事をしていく上で最も問題となりうる遺伝性疾患

介助犬候補として選択される可能性の高い犬種としては、ラブラドルレトリバーおよびゴールデンレトリバーがあげられる。これらの犬種に発生している遺伝性疾患は多数報告されているが、介助犬として活動するにあたり問題となると考えられる股関節形成不全、進行性網膜萎縮、特発性癲癇について概説する。

1 股関節形成不全 (Canine Hip Dysplasia:CHD)

大型犬に多い骨疾患である。遺伝性疾患と認識されているが特定の遺伝形質については不明であり、多遺伝子性疾患であると考えられている。股関節形成不全は繁殖に用いる動物を厳しく選択することにより発生率を下げるのが可能な疾患である。しかしながら、股関節形成不全は遺伝的素因だけではなく、生後1年以内の急速な成長、体重増加、恥骨筋の異常などの生体力学的影響や、栄養素の不足、ホルモンなどの要因も発症に大きく関与している。

股関節形成不全の動物では、骨格の形成期に、股関節の周囲の筋などが弛緩することによって大腿骨頭と寛骨臼との連結が緩み亜脱臼を起こす。時間の経過と共に骨頭は磨耗、寛骨臼は浅くなり脱臼、骨の部分的変位は恒久的なものとなる。

A 症状

跛行、兔飛び歩行、モンローウォーク（腰を左右に振って歩く）などの歩様異常、姿勢異常が見られるようになる。この時、食欲不振や沈鬱などの非特異的な症状が認められることもある。さらに進行すると階段を昇ることができない、歩行困難、起立困難などの運動機能障害が見られるようになる。この時、膝関節の外転、大腿骨大転子の突出、筋の萎縮などの基質的な変化が起きている。

B 診断

3ヶ月齢から2歳齢の間に股関節形成不全のほとんどの兆候が現れる。診断においては、臨床徴候に加え身体検査による可動域の減少の確認、股関節の弛緩度の評価、X線検査による股関節の評価が必要となる。X線検査は、早期診断が可能であるという観点からPennhip方式が最も優れている。Pennhip方式は、全身麻酔下で特殊な器具を用いて股関節の弛緩度を評価するもので、将来、股関節形成不全を発症するか否かを約4ヶ月齢の時点で診断可能である。

C 治療

保存的（内科的）治療法と外科的治療法がある。保存的治療法としては運動制限、体重管理、鎮痛剤の投与などがあるが、すべて症状の緩和を目的としたものであり、根本的な治療には外科手術が必要となる。種々の手術法があるが、症例により適応が異なる。手術方法としては、一般的には9ヶ月齢未満の若齢犬で股関節形成不全の初期段階である場合には3点骨盤骨切術、転子間骨切術の適応となり、骨格形成が終了している動物（10ヶ月齢以上）で進行性の場合には恥骨筋手術（疼痛の軽減が目的であり、再発を見ることあり）、大腿骨頭切除による関節形成術（40kg以上の犬は適応外）、股関節全置換術（重度の股関節形成不全に適応）の適応となるが、症例毎に検討する必要がある。

2 進行性網膜萎縮 (Progressive Retinal Atrophies:PRA)

遺伝性の疾患であり、遺伝様式は常染色体性劣性遺伝である。両親ともに保因者（無症状）だと仮定した場合、計算上、生まれてくる子供が罹患患者（症状あり）となる確率は1/4、保因者になる確率は2/3となる。しかし、遺伝様式を乱す要因を考えると、この計算が100%当てはまるわけではない。

進行性網膜萎縮は不可逆性の網膜の変性を来す、非炎症性、進行性の網膜疾患であり、現在のところ有効な治療法はない。初期には夜盲、昼盲となるが、最終的には全盲となる。また、白内障を併発することもある。発症年例は2歳以上が多く、若年性疾患である。

繁殖に用いる動物を厳密にスクリーニングすることでこの疾患の発生を大幅に減少させることが可能である。罹患犬およびその子孫を繁殖に用いないという実験の結果、8年間で発生率を12%から2%に引き下げることに成功したという報告もある。

この疾患の分類にはいくつかの方法があるが、ラブラドルレトリバーおよびゴールデンレトリバーで報告されているものは、網膜の錐状体細胞および杆状体細胞の変性や異形成により、初期には夜盲となり最終的には全盲に至るType I、網膜色素上皮のジストロフィーによる中心性の視力低下を特徴とするType IIがある。

A 症状

進行性網膜萎縮における夜盲症では、瞳孔散大、対光反射の喪失、威嚇反射の喪失、網膜血管の狭細化、タペタム領域の反射亢進やタペタムの色素欠損が観察される。発症年齢としては、3-5歳で視力低下、5-9歳で全盲となることが多い。これらの異常は左右対称性であり、進行程度も左右ほぼ同様である。臨床的には犬が物にぶつかる、動く物が見えるが動かないものは見えないようである、などの行動異常から発見されることが多い。また、全盲になった犬の場合、攻撃性が発現あるいは増大することもある。時に、進行性網膜萎縮の末期において白内障が見られることがあるが、白内障

と進行性網膜萎縮の関連性については未だ議論のなされるところであり、詳細は不明である。

B 診断

臨床徴候を基盤として、眼底検査所見や網膜電位の測定により確認されるが、末期になると、他の疾患との鑑別が難しくなる。このような場合、徐々に病態が進行していることが明らかで、他の疾患（栄養性のものなど）が除外できれば進行性網膜萎縮と診断する。

C 治療および予後

進行性の疾患であるため予後は悪く回復は望めない。さらに残念なことに、進行性網膜萎縮には現在のところ有効な治療法がない。整った環境で飼育・管理すれば動物を長生きさせることは可能であるが、動物の障害が大きくなり、精神的不安から攻撃性が増大した場合には安楽死も治療の一つの選択肢となることがある。

3 特発性癲癇 (Idiopathic Epilepsy:IE)

ラブラドルレトリバーに好発する特発性癲癇は多遺伝子性劣性遺伝であるとされているが、詳細については不明である。この疾患の特徴は神経学的検査により異常が認められないにもかかわらず、痙攣発作を起こすことである（痙攣発作後に一時的に異常が認められることはある）。痙攣発作の発生頻度は年に0-数回と低く、突発的に痙攣を起こすこと以外、肉体的および行動学的な異常は認められない。最初の痙攣は9-36ヶ月齢で認められることが多い。

A 症状

癲癇の症状は個体差があり様々である。筋肉の痙攣、錯乱、狂暴化、四肢の震え、開口障害、暴走、徘徊、体を咬む、尾を追う、流涎、失禁、排便、嘔吐、下痢、眼振、平衡異常、音や接触刺激に対する過敏反応、過度の嗅覚行動、物をなめるなどの行動、運動性、感覚、自律神経の異常が観察される。

痙攣には全身性のものと部分性のものがあり、またその程度も軽度から重度まで様々である。部分性の痙攣は全身性の痙攣へ移行する場合がある。痙攣が起こる前に行動の変化がみられることがあり、前駆症あるいは前兆と呼ばれる。前兆としては、隠れる、関心を引くような行動を取るなどが観察されている。前駆症が数日持続する場合は、鎮痙薬を増量することで痙攣発作を回避させることが可能である。

B 診断

特発性癲癇は、無症状の時に神経学的検査を行っても異常は認められないが、痙攣発作後に検査を行うと異常を認めることがある。診断には家族内での発生状況の調査が必要となる。

C 治療および予後

治療の目的は痙攣の消失、発生頻度の減少であり、フェノバルビタールを投与するプロトコールが一般的である。フェノバルビタールは安価で安全な薬であり、投与も容易である。副作用として疲労、運動失調、多食、掻痒、攻撃性の増大などが報告されているが、全ての犬に副作用が発現するわけではない。特発性癲癇はフェノバルビタールの投与により、かなりのコントロールが可能であり、犬は通常の生活を送ることができる。また、適切な治療が行われれば、この疾患により寿命が短縮される可能性はほとんどないが、純血種間の交配により確実に遺伝する疾患であり、繁殖にあたっては十分な配慮が必要である。

以上3疾患ともに日本においては、繁殖に先立ち十分な検査および繁殖犬の選択が行われていないのが現状である。これらの遺伝性疾患は、繁殖に用いる動物の評価選択を適切に行うことにより、必ず減少させることができるものである。諸外国の中には、股関節の評価にPennhip方式を徹底導入し股関節形成不全の発生率を低下させることに成功している国もあり、わが国においても早期の取り組みが期待される。

効率的に介助犬育成をする上で繁殖に伴い生じる問題は避けられない。純血種の繁殖をする方法、不用犬とされる犬からの適性評価をする方法、候補犬を導入する時期、育成方法等どのような方法が経済高率および成功率にとって良い方法かを獣医学的、動物行動学的にさらに検討する必要がある。

介助犬育成経過報告

～候補犬の導入及び適性評価～

介助犬協会